

補足：国の補助金等の補助額の記載について

- 国の補助金等の交付決定額が決まっている場合は
「交付決定額」を記載してください。
- 国の交付決定額が決まっていない場合は
「交付申請（予定）額」を記載してください。

※ 県の補助金を設備費のみ申請する（設置工事費を申請しない）場合は、国の交付決定額又は交付申請（予定）額のうちEV急速充電設備の設備費に相当する金額を記載してください。

【例】経済産業省補助金の場合

1 経済産業省補助金の交付決定額が決まっている場合

経済産業省補助金の交付決定通知書の「交付決定額」欄にある「充電設備費」と「設置工事費」を合計した金額としてください。

（設備費のみ県の補助を申請する場合は、「充電設備費」の金額）

→「国の交付決定通知書の写し」を提出してください。

2 経済産業省補助金の交付決定額が決まっていない場合

(1) 設備費

次の①と②を比較し、いずれか低い方の額としてください。

① 経済産業省補助金の補助対象充電設備型式一覧表(※)にある「補助金交付上限額」

※経済産業省補助金の補助対象充電設備型式一覧表

https://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden_pdf/R6/R6_juden_jougen_meigara.pdf

② 見積書上の金額の2分の1又は1分の1

※値引後の金額で消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ

※2分の1又は1分の1の別は、(2)①の別表1-2の「充電設備の補助率」を参照

(2) 設置工事費

ア 工事項目ごとに次の①と②を比較し、いずれか低い方の額を算定

イ 工事項目ごとに算定した上記アの額を合計した金額としてください。

① 経済産業省補助金の「別表1-2 事業ごとの設置工事に係る補助金交付上限額」

(※)にある工事項目ごとの上限額

※「別表1-2 事業ごとの設置工事に係る 補助金交付上限額」

https://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden_pdf/R6/R6_juden_jougen_kouji.pdf

② 見積書上の上記①の工事項目ごとの金額

